

基 発 0319 第 9 号
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

労災保険二次健診等給付医療機関の担当内容については、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 234 号「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」（令和 2 年 12 月 25 日最終改正）により取り扱ってきたところである。

担当規程の一部を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

別添「特定保健指導の実施基準」の別紙 4「二次健康診断等の受診結果」について、別添のとおり改正する。

2 施行期日について

本改正は、二次健康診断受診年月日が令和 3 年 4 月 1 日以降の分から適用する。